平成２９年（フ）第８６８号
千葉市稲毛区宮野木町1149番地２
債務者　氣田ひとみ
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８９４号
千葉市緑区高津戸町737番地18
債務者　吉川　京子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９３４号
千葉県市川市真間４丁目４番13―402号　（真間パレスマンション）
債務者　浅野　将勝
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９６６号
千葉県八千代市大和田274番地８　サンパレス大和田５番館202号
債務者　小野田直美（旧姓森川）
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９７０号
千葉県市原市姉崎西２丁目２番地11　ロフトハウス姉崎101
債務者　金子みゆき
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９７３号
千葉市若葉区みつわ台３丁目４番４棟102号
債務者　吉野　　薫
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９８１号
千葉県市川市原木３丁目５番６号（コスモスヴィラ103）
債務者　浦野　早記（旧姓真田）
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９９０号
千葉県習志野市袖ケ浦３丁目７番７―309号
債務者　廣瀬　純一
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１００４号
千葉市中央区道場南１丁目７番29号　ウインザーハウス101号
債務者　川野　　茂（旧姓久慈）
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１９号
千葉県香取市牧野1998番地　岡沢アパート
債務者　槻　　美羽
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２９年（フ）第２０号
千葉県香取市佐原イ571番地３　シャルムハイツ103号
債務者　石川　　明
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２９年（フ）第３６３号
川崎市麻生区千代ケ丘７丁目５番地４　ヴィラ大西　202
債務者　金城　　勝
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４１６号
川崎市麻生区下麻生１丁目16番５号　コンフォールＡＳＡＯ　Ｂ―301、前住所川崎市多摩区生田２丁目20番６号
債務者　座親由紀子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４２８号
川崎市高津区諏訪２丁目13番２号　モルトベーネ　Ｆ
債務者　川北　正和
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４７６号
川崎市川崎区塩浜２丁目23番21号
債務者　杉原　由昌
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４８７号
川崎市川崎区富士見１丁目７番15号　第２吉新ビル　205
債務者　鈴木　　翔
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５５９号
川崎市川崎区渡田山王町17番６号　アネックススガ　Ａ―１、前住所川崎市川崎区小田１丁目17番24―404号　シェ・ソワ並木
債務者　石川　眞弓
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係